

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和1年9月5日(2019.9.5)

【公開番号】特開2018-85869(P2018-85869A)

【公開日】平成30年5月31日(2018.5.31)

【年通号数】公開・登録公報2018-020

【出願番号】特願2016-228470(P2016-228470)

【国際特許分類】

H 02 B 1/56 (2006.01)

H 05 K 7/20 (2006.01)

【F I】

H 02 B 1/56 A

H 05 K 7/20 G

【手続補正書】

【提出日】令和1年7月24日(2019.7.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

閉鎖形機器の外殻を形成する筐体の天板を貫通するように形成された開口縁部と、底板部及びその底板部の周囲を上方向に伸ばした側壁部を有して形成され、前記側壁部の上端部周囲が前記開口縁部に沿って接続されて前記天板に凹部を形成し、その凹部の前記側壁部に複数の通風口を設けた通風部材と、を備えたことを特徴とする閉鎖形機器の換気装置。

【請求項2】

前記通風部材は、前記天板の下部における内部機器との絶縁距離寸法または外線端末寸法の制約を受けないデッドスペースに配置されたことを特徴とする請求項1記載の閉鎖形機器の換気装置。

【請求項3】

前記通風口は異物の進入を抑制するルーバー状の切り起こしによって形成されていることを特徴とする請求項1または請求項2記載の閉鎖形機器の換気装置。

【請求項4】

前記底板部の面積を、前記開口縁部によって形成される開口面積よりも大きくしたことを特徴とする請求項1から請求項3の何れか1項に記載の閉鎖形機器の換気装置。

【請求項5】

前記底板部の中央部は、該底板部の周囲部よりも低くなるように凹ませてなることを特徴とする請求項1から請求項4の何れか1項に記載の閉鎖形機器の換気装置。

【請求項6】

前記天板の開口縁部と前記通風部材によって形成された前記凹部は、仕切板によって周方向に複数の区画に区分されていることを特徴とする請求項1から請求項5の何れか1項に記載の閉鎖形機器の換気装置。

【請求項7】

前記天板の開口縁部の形状は正方形又は、長方形又は、円形又は、多角形に形成されていることを特徴とする請求項1から請求項6の何れか1項に記載の閉鎖形機器の換気装置。